

船橋市狂犬病予防集合注射実施要領

1 趣旨

この要領は、船橋市狂犬病予防法関係事務処理要領（平成12年4月1日施行）第3条に基づく集合注射の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施者

集合注射は、市長及び市長とあらかじめ狂犬病予防注射に関する協定を締結したものの（以下「受託者」という。）が実施するものとする。

3 実施時期

市長と受託者が協議の上定めた計画に基づき、4月1日から6月30日までの間に実施するものとする。

4 実施対象犬

狂犬病予防法施行規則（昭和25年省令52号）第11条の規定に基づく犬

5 広報等

市長はあらかじめ犬原簿に登録された犬の所有者又は管理者に対し、集合注射に関する事項を記載した通知書を送付するものとする。

また、犬原簿に登録されていない犬の所有者又は管理者に対しては、市広報紙等を用いて周知するものとする。

6 集合注射の執行

- (1) 受託者は、集合注射に従事する担当獣医師（以下「注射実施者」という。）名簿を作成し、集合注射の実施前に市長に提出すること。
- (2) 注射実施者は、常に清潔な白衣を着用し、手指等の清潔を保つこと。
- (3) 受託者は、予防液は定められた方法により保存し、運搬にあたっては、冷暗保存に留意すること。
- (4) 予防液は、集合注射用に購入した同一メーカーのものを使用すること。
- (5) 開栓後の予防液は速やかに使用し、一度注射針を刺入したものは、翌日使用せず廃棄すること。
- (6) 注射実施者は、使用した予防液の受払を整理しておくこと。

7 注射器の消毒等

注射筒及び注射針は、1頭ごとに滅菌済のものを使用すること。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。